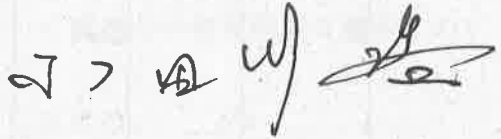




つくばみらい市規則第16号

行政組織の一部見直しに伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

つくばみらい市長 

行政組織の一部見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(つくばみらい市財務規則の一部改正)

第1条 つくばみらい市財務規則（平成18年つくばみらい市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

こども課	出納員	現金取扱員	(1) 課の所掌に属する負担金、使用料及び諸収入金の収納及び保管の事務（現金取扱員に委任した事務を除く。） (2) 課における物品の出納及び保管の事務	(1) 課の所掌に属する負担金、使用料及び諸収入金の収納及び保管の事務のうち出納員が指定するもの
------	-----	-------	--	--

」を

「

みらいこども課	出納員	現金取扱員	(1) 課の所掌に属する負担金、使用料及び諸収入金の収納及び保管の事務（現金取扱員に委任した事務を除く。） (2) 課における物品の出納及び保管の事務	(1) 課の所掌に属する負担金、使用料及び諸収入金の収納及び保管の事務のうち出納員が指定するもの
おやこ・まるまるサポートセンター	出納員	現金取扱員	(1) 課の所掌に属する負担金、使用料及び諸収入金の収納及び保管の事務（現金取扱員に委任した事務を除く。） (2) センターにおける	(1) 課の所掌に属する負担金、使用料及び諸収入金の収納及び保管の事務のうち出納員が指定するもの